（徴収等業務に関する帳簿に係る事項）

第三十四条の四　納付金徴収等業務を行う事務所ごとに備え付け、納付金徴収等業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

3　法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　供給促進交付金に関する事項

(1)　供給促進交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称

(2)　電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日

二　調整交付金に関する事項

(1)　調整交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称

(2)　電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日

三　系統設置交付金に関する事項

(1)　系統設置交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称

(2)　電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日

四　納付金に関する事項

(1)　納付金を徴収した小売電気事業者等の氏名又は名称

(2)　小売電気事業者等ごとの納付金の額及び徴収の年月日

第五章　雑則

（立入検査の証明書）

第三十五条　法第五十二条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十五によるものとする。

2　法第五十二条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十六によるものとする。

附　則

（みなし電気事業者の交付金の額の算定方法に関する経過措置）

第十二条　みなし電気事業者についての第二十一条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「電気事業者」とあるのは「電気事業者が一般送配電事業者以外である場合であって、一般送配電事業者若しくは当該電気事業者以外の者が当該電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（改正法附則第四条第一項に規定する旧特定供給者をいう。）が維持し、及び運用する改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき、又は当該電気事業者」と、同条第二号中「電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者」とあるのは「電気事業者」とする。

［新設］

第四章　雑則

（立入検査の証明書）

第三十五条　法第七十六条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十五によるものとする。

2　法第七十六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十六によるものとする。

附　則

（みなし電気事業者の交付金の額の算定方法に関する経過措置）

第十二条　みなし電気事業者についての第二十一条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「電気事業者」とあるのは「電気事業者が一般送配電事業者以外である場合であって、一般送配電事業者若しくは当該電気事業者以外の者が当該電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（改正法附則第四条第一項に規定する旧特定供給者をいう。）が維持し、及び運用する改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき、又は当該電気事業者」と、同条第二号中「電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者」とあるのは「電気事業者」とする。